

行田市立忍中学校 いじめ防止基本方針

令和4年度

忍中学校は、生徒たちが安心して健やかに成長できるいじめのない明るく楽しい学校生活を送るために「いじめは絶対に許さない」「生徒たちを全力で守る」という強い決意のもと、地域・家庭と協力し、いじめ撲滅に徹底して取り組みます。

1 いじめ防止対策に関する基本的な方針

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。全ての生徒がいじめを行わず、いじめを許さない世論をつくり上げるとともに地域・家庭・学校の全てから豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養う。

(2) 学校及び教職員の責務

いじめは、どの学校でも、どの生徒にも起こりうるとの認識のもと、いじめの未然防止に全力で取り組む姿勢を全教職員で示す。また、保護者や他関係機関との連携を図りながら学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組む。いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速に対処し、さらにその再発防止に努める。

また、学級担任をはじめ一人一人の教職員がいじめ防止基本方針を熟読するとともに、校内研修を実施し、指導力の向上と方策の評価・見直しを定期的に行い、生徒が生き活きと生活できる環境づくりに全力を注ぐ。

(3) いじめ対策のための校内組織 【別紙1】

2 いじめ防止対策の基本となる事項

(1) いじめの未然防止、早期発見、早期対応に関する取組 【別紙2】

(2) 重大な事案に関する対応

①いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大な事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、その後の調査の仕方などの対応を相談する。また、いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは、所轄警察署と連携して対処する。さらに、生徒の生命、身体または財産に重大な損害が生じる恐れがあるときには直ちに所轄警察署に連絡し適切に援助を求める。

②教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、いじめを受けた生徒の保護を第一に考え、いじめを行った生徒に対して適切に懲戒を加えることがある。その際は、教育的配慮に留意し、生徒が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるように促していく。

3 保護者への連絡と支援・助言

いじめが確認された場合は、事実確認より判明したいじめ事案に関する情報を適切に提供する。さらに、いじめを受けた生徒の保護者・いじめを行った生徒の保護者に対する支援や助言を行う。